

会 議 録

会議名	第4回豊田市公契約条例検討委員会		
日 時	令和3年10月29日（金） 午前10時～午前11時30分		
場 所	豊田市役所 南庁舎3階 31会議室		
出席者	委員	委員長	曾我部 博之（愛知工業大学 教授）
		委員	那須 伸和（豊田商工会議所建設業部会 副部会長） 早川 秀喜（豊田商工会議所中小企業相談所会員支援グループ グループリーダー） 湊 裕（連合愛知 豊田地域協議会 事務局長） 鬼頭 圭介（愛知県労働者福祉協議会 豊田支部 事務局長）
		【欠席】	
		委員	岡田 千絵（弁護士）
出席者	事務局	総務部	部長 藤本 聡
		総務部	契約課 課長 加藤 純也
			副課長 出口 ひさと
			担当長 山口 敏宏
			岸上 和美
傍聴人	4名		

1 総務部長あいさつ

2 条例案の検討

資料に基づいて事務局から説明し、質疑応答を行った。

＜主な審議内容＞

発言者	内 容
1 労働環境取組報告書について	
委員	条例案 第6条にある報告とは、元請業者、下請業者ともに報告書を提出するということか。
事務局	施行規則第3条で特定公契約として定義している1億5千万円以上の工事及び5千万円以上の委託の一部を受注いただいた事業者においては元請業者、一次下請業者ともに、労働環境取組報告書を提出いただくことになる。 前回までに提示した条例、規則案では、規則で契約後速やかに提出することを規定していたが、これは事業者に対する義務づけとなるため、規則ではなく条例での規定に修正させていただいた。
委員	報告書を作成するなかで、ある程度一次下請けとすり合わせながら作るわけだが、市が是正をするのは計画（発注）の段階で是正措置を講ずるのか。
事務局	総合評価の提案は入札前、契約する前の段階で提出いただき評価させていただくが、報告書は契約締結した受注者が、契約締結から時間を置かずに速やかに市へ提出することになる。したがって是正措置も契約後に講じていただくことにな

	る。
2 入札参加停止措置について	
委員	入札参加停止の措置を講ずる場合の、期間や条件等の措置内容はすでに決まっているか。
事務局	現在具体的には決まっていない。他市の状況等を踏まえて、入札参加停止等要綱において規定させていただきたいと思っている。
委員	指摘事項が多く結局履行していなかったという場合、元受けと同じように一次下請けも参加停止の措置が及ぶか。
事務局	下請けにも及ぶことになる。ただし、報告された内容が基準に満たしていないということで直ちに入札参加停止になるということではない。不適切であるとか、修正が必要ということについては、是正の願いをし、その内容について報告をいただいた上で、それでも対応いただけない場合に入札参加停止となる。
委員	事業者が入札参加停止になった場合について、停止期間等などは予め条例や規則にうたうべき事項ではないか。再発防止を徹底して、今後はしっかり取り組んでいくことを担保した上で、次期から参加するという形にしていくものと思うが、そういったことは条例、規則にうたわれてない。どのような理由があるか。
事務局	条例、規則とは別に入札参加停止等取扱要綱があり、入札参加停止の措置、入札参加停止に該当するものを全て示している。また取扱要領もあり、そちらで具体的に期間等定めさせていただいている。
委員	事業者の方はすでに認識しているということか。
事務局	ホームページ上で公表させていただいている。罰則事項は、この規則の中に定めておくべきという意見もあると思うが、今回条例案を作成するにあたり、他市の規則や条例を調べたが、別途参加停止措置を設けており、公契約条例や施行規則の中で規定している例はない。
3 制定後の運用について	
委員	今回制定される条例が、本当に市民生活や地元経済の発展に寄与しているかをどのようにチェックしていくのか、そして仮に問題が起きた場合にはどのようにアクションをしていくのか。そういう構えを考えられているのかどうか、考えられていないのであれば、是非考えていただきたい。また、事業者からの情報だけではなく、現場で働いている人たちの生の声を何とかサンプリングできるように、アンケートアプリ等を活用するなどして、実態はどうか、うまくいっているのか、いっていないのか、半年後とか1年ごとにある程度時期を定めて確認していただきたい。
事務局	現状において、ベストだと思う案を提案させていただいているが、これが将来に渡り、ベストであり続けるとは思っていない。 そのため実情に合わせて伸縮させられるように、例えば比較的改正しやすい規則で労働環境取組報告書を出していただく対象となる特定公契約を定めるなどの方法をとっている。また、条例本体についても、国や周りの自治体、事業者や労働者からの意見を踏まえて、見直すことも考えていきたいと思う。
委員	本当に地域経済が活性化され、業界や市民生活がいい方向に向かっていくような仕組みであってほしいと思っているので、是非、チェック、アクションを考えて

	ほしいと思う。
委員	このような条例が豊田市にとっても、受注業者、下請けに入る規模の企業、そこで働いている従業員、そういった方たちにとっても、お互いが win-win の関係になるような条例になると大変ありがたいと思っている。
4 労働者による申し出、不利益取扱いの禁止の条文表現について	
委員	第9条に「解雇してはならない。」とある一方で、第8条では「解雇した場合」と書かれているが、これは矛盾していないのか。条例案は実現することを目指して作られていると思うが、守らないことを前提とし、条項を設けるのはよいか。
事務局	この条項は他市に類似事項はなく独自で設けたものだが、申し出たばかりに解雇された場合、その後の手立てがなくなってしまう、果たしてそれが本当にいいかということで、今回、条文を追加した。
委員	他の法律で罰せられるということはないか。
事務局	解雇は必ずしも労働基準法違反ではなく、労働基準監督署というのは労働基準法が守られているかどうかを監督する機関であるため、相談は別の所になることとなる。それでは、どのように解決するかとなると、例えば労働組合に支援を依頼したり、弁護士に相談したりすることになるが、最終的に不当解雇と決めるのは裁判所であると厚生労働省が明言している。 申し出たことによって解雇や雇止めとなっても、それを救済する措置がなければ申し出できないと口をつぐんでしまわれることを避けるため修正させていただいたが、委員の皆さんどう思われるか。
委員	今答弁されたことが、実態だと思う。解雇等は禁止すると言いながら、違反した場合について書かれていることに違和感はあるが、法律等は基本的にはやってはいけないことが示されていて、守れなかった場合について定められているものだと思う。労働者保護の観点からすると、申し出たことを理由に解雇された者も含むと書かれている方が労働者を守りやすいのではと思う。また、これをもって弁護士に相談するか労働審判にかけるということを投げ掛けることができるため、案のとおりでいいのではと思う。

3 検討結果

本委員会に提出された修正案をもって、検討委員会の検討結果とすることが、出席委員全員に了承された。

4 その他

- ・第4回検討委員会の検討をもって、本委員会の全日程を終了する。
- ・委員の任期は本日をもって終了する。
- ・条例案等については、豊田市公契約条例検討委員会設置要綱第二条の規定に基づき、文書により市長に報告する。